

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：宍粟棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

飯見の棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

・耕作放棄の防止

飯見集落協定の構成員を中心に農地の管理を適切に行い、耕作面積 17.2ha を維持し、耕作放棄地の 0% を維持する。

・獣害対策

獣害フェンス、電柵、檻の点検・補修を年 1 回以上行い、獣害を防止する。

・生産性・付加価値の向上

ラジコン草刈機による除草作業を実施し、利用する面積を 0% から 10% に増加させ、スマート農業化を維持・推進させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

令和 11 年度までに棚田米の出荷量を棚田の会を中心に出荷増進運動を行い増加させる。

・良好な景観の形成

保全管理農地、河川の草刈り、水路清掃等の環境美化活動を年 5 回以上実施する。また、景観植物を植えることで良好な景観を形成、維持する。

・伝統文化の継承

豊作を願う祭り『虫おくり』を毎年開催し風習を次の世代の住民へ継承する。また、参加人数を 50 人から 70 人に増員する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

市内外を対象にした『田植え』手植え・『稲刈り』手刈り、の開催により、令和 11 年度までに 20 人から 30 人の参加者を確保する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止

多面的機能支払、中山間地域等直接支払等の制度を活用し、耕作放棄の発生を防止する。また農地・農業用機械等の所有者の意向を調査し、移住者等の新規就農にかかる負担軽減を図るなど、受け入れ体制を整える。

・獣害対策

共同取組活動で獣害フェンス、電気柵、檻の点検・補修を行い、獣害を防止する。また獣害防止柵の更新、整備時には、風景に馴染む色、来訪者の目に触れない位置など景観を損なわない工夫をして設置する。

・生産性・付加価値の向上

ラジコン草刈機による除草作業を実施し、飯見棚田米の品質向上を図るとともに、スマート農業化を維持・推進させるための問題点を検証する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

棚田米の販路拡大に向けた取り組みをしながら、地域内で生産される棚田米の販売量を増加させる。また道の駅での「新米まつり」などの販売イベントを定期的に行い、販売の新規開拓を図る。

・良好な景観の形成

共同取組活動による保全管理農地、草刈り、水路清掃等の環境美化活動を実施する。また農地でコスモスなどの景観植物の植栽や集落内でのプランター設置を行い良好な景観形成に取り組む。

・伝統文化の継承

季節の祭りや「虫おくり」などの伝統行事を年1回以上行い、地域外より参加者を募り次の世代に地域伝統の大切さを伝える。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

地域外の団体や学生と連携を図り、農業体験会を開催し、棚田を有する自然のなかで農業への関心を高め、関係人口の創出・拡大を図る他、移住・定住者の増加に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

宍粟棚田振興協議会は、飯見農会、飯見自治会、飯見夢むら棚田の会、中山間集落協定、飯見農水環境クラブ、自治会外耕作者、宍粟市で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別添3) 都道府県知事との協議の概要

(別添4) 宍粟棚田振興協議会規約